

1. 採用決定後に、甲と丙が締結した雇用に関する契約書（以下「本件雇用契約」という）に含まれない業務が発生した場合、又は、本件雇用契約に定めた時間を超えて労働時間を定める必要が生じた場合、甲、乙及び丙は、協議の上、新たな賃金の額その他の労働条件を決定し、本件雇用契約を変更する。
2. 丙の入社後6か月以内に前項の本雇用契約の変更が行われた場合、甲は、丙の賃金の額の変更に応じ、前条第1項に規定する算出方法によって、本件手数料額を再算定し、その結果、再算定後の本件手数料の額が従前の額を上回る場合、甲は乙に対し、その差額（以下「追加手数料」という）を支払うものとする。
3. 前項の場合、甲は、本件手数料額の再算定後速やかに、乙に対し、追加手数料の請求を行う。追加手数料の支払いは、第5条第2項の規定を準用する。

第7条（返還義務）

丙が、自己都合により退職した場合、また本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で本件手数料を返還するものとする。但し、丙に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

退職、解雇が

入社後1か月未満の場合：本件手数料の75%

入社後1か月以上2か月未満の場合：本件手数料の50%

入社後2か月以上3か月未満の場合：本件手数料の30%

第8条（労働条件の明示と確認）

甲は乙が紹介した人材について採用を決定した場合には、その丙が入社するにあたって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書の写しを乙にも交付するものとする。

第9条（再雇用）

1. 甲が乙から紹介を受けた丙について、一旦採用を拒否するなどした後で丙を直接採用した場合は、甲は乙に対し違約金として、第5条に定める本件手数料の2倍の金額を支払わなければならない。
2. 前項に該当する場合、甲は乙に対し、その事実を報告しなければならない。

第10条（機密の保持）

1. 甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の会社に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかったものを含む）に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏えいすることを禁じ、相互に守秘義務を負うものとする。
2. 乙は甲が機密情報である旨を明示して開示した情報（以下「機密情報」という）を、機密として保持し、開示された目的以外には利用せず、また、第三者に開示・漏えいせず、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。但し、以下にあげる個人情報以外の情報に関してはこの限りではない。
 - ① 開示の時点ですでに公知となっている情報
 - ② 開示後乙の責によらず公知となった情報
 - ③ 機密情報によらず甲が独自に開発した情報